

千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業（事業概要及び手続の流れ等）

1 事業概要

（1）事業の目的

障害福祉サービス事業者等における人材確保、職場への定着及びサービスの向上を図るため、従業員が特定の研修を修了した場合において、受講料を事業者が負担したときに、事業者に対し、予算の範囲で補助金を交付するものです。

（2）補助対象事業者

- ・ 市内に所在する障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等

（3）補助対象となる研修及び補助割合

- ・ 事業者が研修機関等に直接支払った次の研修の受講料

番号	研修の種類	補助割合
①	相談支援従事者初任者研修	3分の2
②	相談支援従事者主任研修	
③	サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の基礎研修	
④	サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の実践研修	
⑤	サービス管理責任者又は児童発達支援管理者向けの相談支援従事者研修	
⑥	行動援護従事者養成研修	
⑦	同行援護従業者養成研修（一般課程又は応用課程）	
⑧	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程又は統合課程）	

（4）補助要件等

- ① 補助対象は受講料のみとし、会場までの交通費等は除きます。
- ② 補助金額は受講料の3分の2とします。（1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。）
- ③ 本市以外の機関から補助金等を受けた場合は、当該額を差し引いた額を補助金額とします。
- ④ 補助金の申請は、1年度（4月～3月）に1人の従業員に限り、申請することができること、かつ上記（3）に掲げる研修のうちいずれか1件に限り、申請することができます。
 - ※ 特段の必要性が認められる場合には、複数の従業員についての申請も受け付けます。
 - ※ 上記（3）の②と④の研修に関しては、重ねて申請することができます。
- ⑤ 予算額の範囲内で補助金を交付するため、申請の状況によっては年度途中で受付を終了する場合があります。
- ⑥ 別添の「千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付要綱」を事前にご確認のうえ、申請してください。

お問合せ先：千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係

電話：（0123）24-3131（内線868） FAX：（0123）23-6700

所在地：〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

2 手続の流れ

(1) 交付申請書の作成 (事業者)

- 千歳市ホームページの「千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業について」のページから必要な様式をダウンロードしてください。（紙による配布を希望される場合は、市役所第2庁舎6番窓口までお越しください。）
- 補助金の交付を受けた日から1年以内に従業者が事業所を退職したときは、補助金の返還が必要です。（死亡した場合又は引き続き市内の他の障害福祉サービス事業所等において障害福祉サービスに従事している場合を除く）
- 当該年度末までに、従業者が研修を修了、及び研修受講料に係る事業者の支出が完了することが補助金交付の条件になります。



(2) 交付申請書の提出 (事業者)

- 事業者は、研修の受講を修了するまでに、千歳市障がい者支援課（市役所第2庁舎6番窓口）へ交付申請書と必要添付書類を提出します。



(3) 交付決定 (市)

- 交付申請書等の内容を市が審査し、補助金の交付決定をします。（※補助金交付決定通知書）



(4) 研修受講の修了 (従業者)

- 従業者は、研修受講を修了し、修了証書等を受け取ります。



(5) 実績報告書の提出 (事業者)

- 事業者は、補助事業完了後（従業者が研修受講を修了し、事業者の研修受講料に係る支出が全て完了）30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書と必要添付書類を提出します。



(6) 補助金の額の確定 (市)

- 実績報告書等の内容を確認後、補助金の額を確定します。（※補助金額確定通知書）



(7) 補助金の請求 (事業者)

- 補助金額確定通知書の金額により、請求（市様式）してください。請求を受けた後、補助金を交付します。



(8) 従業者の1年後の勤務状況を報告 (事業者)

- 事業者は、補助金交付日から1年後の従業者の勤務状況を必ず報告してください。

3 提出書類

(1) 交付申請時

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付申請書（別記様式第 1 号）
- ② 研修の受講決定通知の写し
- ③ 受講料の額を確認できる書類（研修パンフレット等）
- ④ 従業者が事業者（申請者）と雇用関係にあることを確認できる書類

(2) 変更申請時（※補助金交付前に従業者が退職した場合など、勤務状況に変更がある場合のみ）

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 3 号）
- ② 変更内容等を確認できるもの

(3) 実績報告時（※補助事業が完了したとき）

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金実績報告書（別記様式第 5 号）
- ② 従業者が研修を修了したことを証する書面の写し
- ③ 研修受講に係る領収証（研修の実施に関する事務を行う機関が対象従業者又は事業者に宛てて発行したものに限り。）の写し

(4) 交付請求時（※実績報告後に、補助金額確定通知が届き次第）

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付請求書（別記様式第 7 号）

(5) 補助金交付日から 1 年後の状況報告時

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金対象従業者報告書（別記様式第 8 号）